

2014

Mar, Vol. 158

News Letter

— 目 次 —

Plaza-i 消費税改正による運用考察(8%施行前月)

Plaza-i と Oracle リリースの動向

Plaza-i チューニングのすすめ

Plaza-i 新機能—為替予約機能強化

拠点会計(LAS) モジュールのご紹介

WF(ワークフロー) 機能のご紹介

最新の Plaza-i バージョン情報

4月1日をまたぐ取引への対応

平成 26 年度税制改正(事業再編を促進するための税制措置)

Plaza-i消費税改正による運用考察

(8%施行前月)

いよいよ来月 2014 年 4 月 1 日より、新消費税率 8%が施行されます。そこで、増税決定までの経緯を少し振り返ってみましょう。

【法案成立】

2012 年 8 月 10 日消費税増税法案が成立しましたが、増税スケジュール（予定）が決まったにすぎず（2014 年 4 月に 5%→8%、2015 年 10 月に 8%→10%）、スケジュールはあくまで予定で確定ではありませんでした。

【増税スケジュール確定】

2013 年 10 月 1 日閣議決定により、2014 年 4 月 1 日より 5%から 8%への増税スケジュールが確定しました。政府方針によっては、スケジュール延期も可能だったという訳です。

【新税率 8%請求時期の検討】

ここでは、経過措置対象外となる保守契約ビジネスを例にとって、消費税改正による業務運用への影響について考察してみました。

契約期間の保守料を一括徴収した場合、法人税の処理上は、保守料を契約月数で按分しその事業年度において経過した期間分の保守料を売上として計上するのが原則です。弊社でも Plaza-i の保守料は、原則通り同様の会計処理を行っていますので、消費税改正に向けて 1 年前から準備を進めてきました。

当初 2013 年 4 月ぎりぎりまで、2013 年 5 月分から 5%・8%の複数税率混在請求でいくかどうか、社内でも議論となりました。万が一、政府方針で増税施行日が延期となった場合、消費税差額の返金が発生する可能性があるからです。最終的には、政府方針ができるまで待つことにしました。

弊社では、次のような準備をしてきました。

2013 年 5 月：消費税増税への対応方針の告知

News Letter 上にて、消費税率増税時の対応についてご案内を掲載しました。

（抜粋）「保守料のご請求に関しまして現在、平成 26 年 4 月 1 日から消費税増税（8%）が予定されていますが、それに伴い、平成 26 年 4 月以降に関わる部分の保守料は経過措置の対象とならず 8%となる予定です。現状、平成 26 年 4 月以降に関わる保守料部分について、現行税

率の 5%で請求させて頂いているケースもごさいますが、実際の税率の引き上げが行われた段階で、事後的に消費税増税増額分を別途（もしくは 5%と 8%が混在した状態で）ご請求させて頂きます。・・・

2013 年 10 月：消費税増税への対応方針のご案内送付

（抜粋）「当月 1 日に 2014 年 4 月 1 日から消費税率を 8%に引き上げる方針が正式に表明されたことを受け、保守料につきましては経過措置の対象とはならず、2014 年 4 月以降に関わる保守料部分についての消費税率は 8%にてご請求させて頂きます。従いまして、今後ご請求する保守料に関する消費税額については、2014 年 4 月以降保守更新月となるまで、消費税率 5%と消費税率 8%が混在した状態でご請求をさせて頂きます。・・・」

2013 年 11 月：複数税率混在（5%・8%）請求書の発行開始

2014 年 4 月以降：消費税差額請求のご案内を請求書送付時に同封予定

（抜粋）「既にご請求させて頂いている保守料のうち 2014 年 4 月以降に関わる部分の消費税は 5%で請求させて頂きましたが、弊社保守料については経過措置の対象とはならないため、増税差額 3%分（8%－既請求分 5%）を 2014 年 4 月に請求させて頂きます。・・・」

【消費税差額請求の実態は？】

いろいろな取引先からお話を伺ってみると、消費税差額を顧客へ請求する（請求できる）企業と請求しない（請求できない）企業が存在するのが実態のようです。

税務的には法令通りの新税率で会計処理していれば、消費税差額を顧客へ請求するか否かは問われないようです。消費税差額請求をしない企業では、2014 年 4 月以降に売上値引きや雑損勘定等で処理されるようです。

【10%増税に向けての対策】

2014 年 10 月までに政府方針が決定すると、2014 年 11 月から、8%・10%の複数税率混在請求が可能となります。しかし、今回のように政府の 8%増税スケジュールの確定が遅れてしまうと、また後追いで消費税差額の請求処理が発生してしまいます。

今回は、8%施行後についてレポートします。

Plaza-iとOracleリリースの動向

Plaza-i V2.1、Windows OS、Oracle の現在の対応状況、および、今後の対応予定バージョンについて、最新情報をお届けします。

Windows 8

Oracle12c で対応しています。また、Plaza-i V2.1 も動作確認済みですので、安心してご利用ください。

Windows Server 2012

Oracle12c で対応しています。Plaza-i データベースサーバとしてお使いいただけます。サーバ上での Plaza-i V2.1 の動作確認は今後行う予定です。

Windows 8.1 とWindows Server 2012 R2

Oracle12.1.0.2 というバージョンでの対応が予定されています。このバージョンは 2014 年の後半（7～12 月）にリリースされるスケジュールとなっておりますため、Plaza-i も対応のご案内が可能となりますのはいましばらく先となりそうです。

今後も対応予定につきまして、適宜お伝えしていきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

Plaza-iチューニングのすすめ

「最近、Plaza-i が遅く（重く）なってきた」「特定の処理が、Plaza-i 稼働当初と比べると遅くなっている」などといった、Plaza-i の処理性能に関する悩み、ご不満はございませんでしょうか？

本稿では、こうした Plaza-i のパフォーマンス低下について、その対策も含めご紹介したいと思います。

データは日々増加しています

Plaza-i のデータは、企業活動の「継続」とともに日々蓄積され、増加していきます。

また企業活動の「成長」に伴い、その量はさらに増加していきます。

たとえば売上や仕入が増加してきた、新規事業を開始した、利用者や部署が増加した、営業

支援目的で分析・管理項目を増やした、内部統制によりデータの変更履歴を記録しはじめた、法令対応のため新たなデータが必要になった等々の理由が考えられます。

これらの蓄積されたデータは企業が成長するために利活用され、その結果、データ量がさらに増加していくことが予想（期待）されます。

インフラは、長期利用したい

企業活動を支える情報システムは、企業活動の変化に応じて変更を求められる一方で、長期利用することが企業の利益に適いますので、その構築や運用が、企業経営者や運用担当者にとって悩みの種であることは容易に想像することができます。

実際、Plaza-i を構成するインフラ（ハードウェアやオラクルデータベース）も、Plaza-i 稼働当初に 5 年先を見越して構築・構成して、その当時の構成のまま現在まで利用しており、今後も当初の構成に大きな影響を与える事象が発生しない限りは、なるべく長期間、利用を継続したいと考えるユーザ様が多いことと思います。

Plaza-iチューニングのすすめ

こうして Plaza-i のデータ量が日々増加していく一方で、インフラの処理性能が一定であると、Plaza-i の全体的な処理性能（パフォーマンス）はデータの増加に伴い、徐々に劣化していくこととなります。

つまり、Plaza-i を使っていくと、本稿冒頭のように「最近、Plaza-i が遅く（重く）なってくるわけです。

この Plaza-i のパフォーマンス低下に対して単純に考えると、データ量の増加に合わせてハードウェア（処理性能）を増強すればよいということになりますが、現実的には大きなコストと負荷を伴いますので、別の方法により対策したいというのが正直なところです。

こうした課題に対して、本稿の本題である、Plaza-i のチューニングをお勧めしています。

現在の Plaza-i の運用状況に合わせて Plaza-i の各構成をチューニングすることで、Plaza-i のパフォーマンス低下を最小限にとどめ、（パフォーマンス向上も合わせて期待できます）当初予定の経済的耐用年数の維持・拡大を図るわけです。つまり、Plaza-i をメンテナンスして長持ちさせようということです。

実際のチューニング作業につきましては、Plaza-i アプリケーション、オラクルデータベース、ハードウェア等を、貴社の現在の Plaza-i の運用状況に合わせてカスタマイズするため、変動保守（別途、有償）にて対応させていただいておりますが、Plaza-i バージョンアップ計画等に合わせて、1年に1回程度、Plaza-i 性能に関する状況の確認、チューニングを実施することを検討されてはいかがでしょうか。

Plaza-i 新機能－為替予約機能強化

はじめに

今回は Plaza-i V2.00.24.0 から追加された為替予約関連の新機能についてご紹介致します。

概要

従来は、FEC 為替予約システム内で、売掛取引・買掛取引に直接為替予約を引き当てる方法のみで為替予約引当が可能でした。

新バージョンでは、受注、発注の入金・支払予定に対し事前に為替予約引当が可能となるだけでなく、売上・仕入計上時には確実に（事前に）為替予約がなされていることになり、結果、予約レートでの売上、仕入計上（振当法の適用をサポートする運用）が可能となります。

前受、前払への引当に対応するために請求入金予定、購買支払予定への為替予約を引当します。

他モジュールでのコントロール

SOE 販売管理システムの受注伝票の請求情報タブ、もしくは、PUR 購買管理システムの発注伝票の購買支払予定タブの為替予約引当ボタンで、売買予定取引に対し、為替予約を引き当てる事が出来ます。

また DRS モジュールと連動し、振当法による計上が可能です。

入出庫確認時に、請求入金予定・購買支払予定に対し引当られた為替予約を、前受・前払部分以外にも割当て、当該予約レートで売上、仕入（すなわち在庫、売掛、買掛）を計上することが出来ます。

入出庫確認前に割当を確認・調整することも可能です。

セットアップ

会社別オプション「FEC 為替予約会計計上方法区分」で「2：振当処理」を選択します。

会社別オプション「FEC 為替予約管理システム使用区分」で「3：使用する（受注・発注のみ）」を選択します。

発注伝票で購買支払予定タブを表示させるには、PUR 概要（章）、購買支払予定（節）のセットアップをご参照ください。

拠点会計(LAS)モジュールのご紹介

2014 年 1 月に Plaza-i Ver2.0 (.NET Framework) : 拠点会計モジュールをリリースいたしました。

拠点会計は、営業所等、各拠点において、経理担当者ではなく、事務担当者が、出納帳記帳、仮払精算、業者請求書入力を行うためのモジュールです。

本社、本部側で、拠点会計の承認関連メニューと、Plaza-i 債務管理、一般会計システムを利用して、拠点の会計処理を完結させることを想定しています。

経理知識のない事務担当者にも、勘定科目を意識させない名称で入力させ、裏で勘定科目と紐付けることで現場の煩雑さと経理側の修正負担を削減しています。

グループ会社に対する経理処理、もしくは、シェアードサービス業務において、会社別に経理専門家を配置するのではなく、現場に事務担当者、本部に会社数に比べ比較的少数の経理担当者を配置する場合に非常に効果を発揮するシステムです。

拠点数 100 以上の一部上場企業様での運用実績もございます。

小口現金をもっている部署が数カ所以上ある場合や支払依頼をしてくる部署が複数ある場合など、本部経理担当者の負担軽減のニーズがありましたら、是非、Plaza-i 一般会計および債務管理モジュールと併せて導入をご検討下さい。

お問い合わせ：ビジネス・アソシエイツ営業部

03-5715-3315(内線：81)

または[弊社HP資料請求](#)にて承ります。

WF(ワークフロー)機能のご紹介

はじめに

Plaza-i は Ver1.0 の時代から「個別承認申請」機能を有しておりました。この機能は、各種伝票入力において、特別に承認を必要とする事由を定義し、特定の取引（伝票）がその事由に該当した場合に、伝票とは別に事由毎に個別に承認を申請させる（強制させる）ことができる機能です。

例えば、SOE 受注メニューの受注伝票入力において、特別な受注タイプや輸送タイプを使用する場合、もしくは、単価乖離率を超過、もしくは与信超過した場合等に、個別承認申請を必要とする設定が可能です。具体的には、1 つの受注伝票が、特殊な受注タイプを利用している、同時に承認が必要な特殊な輸送タイプを使用している、さらに与信超過もしている、という場合、3 つの個別承認が必要となります。つまり「何となく全体的に承認が必要という」という曖昧な状態ではなく、承認が必要な事由毎に承認必要者を定義し、承認を強制することができます。個別承認を申請した場合は、伝票ヘッダの個別承認必要区分が「個別承認必要」となり、当該伝票の（承認ボタンによる次ステップへ進むための通常の）承認はできなくなります。申請された個別承認は、SOE 承認業務メニューの「個別承認実行」画面等から承認を行います。これにより、元伝票の個別承認必要区分が個別承認済みとなり、伝票承認が実行可能となります。

ワークフロー対応の個別承認申請

Plaza-i Ver2.0 からは、特定の個別承認については、①申請時に（複数の）承認者を指定（プッシュ）し、かつ、②全承認者が承認を終了した場合、元伝票の個別承認必要区分を更新するだけでなく、元伝票の承認自体も連動して実行することが出来るようになりました。これをワークフロー対応の個別承認と称しています。GPM 一般購買システムでは Ver1.0 から先行して本機能を有しておりましたが、Ver2.0 から適用範囲が広がり、機能が追加されています。以下、強化された機能をご紹介します。

【承認者自動選択】 個別承認申請時に、自分の所属する組織の上長など、システムに承認者を自動選択させることができます。もちろん、

都度変更も可能です。

【承認者過不足チェック】承認申請時に、システムは、承認ルールマスターに登録した、例えば、「100 万円以上は、部長 1 人、課長 2 人、または、部長 2 人の承認が必要」というルールに対し、実際に申請しようとしている各個別承認データがその通りかチェックします。ルールに沿った承認行為を経ないと、その伝票は承認されません。

【自己承認】承認可能者（候補者）に自分が含まれていれば、承認ルールマスターの設定により、自分を承認者に指定することも可能です。

【承認経路の選択】50 万円未満は、課長一人の承認が原則だが、係長二人でも良いという、複数の承認経路を事前に設定しておくことにより、申請者が承認申請時に、承認経路を選択することが出来ます。承認者（ここでは課長）の長期不在が続く場合などに対応できます。

【承認と回覧】承認者は承認の他に保留と否決の権限を持っていますが、申請を見たか見ないか（開封したか未開封か）という（人数、役職も含めた）回覧者の指定を要求することができます。回覧者もシステムから申請伝票を開き、回覧済みにしないと、伝票は承認済みになりません。

【直列型・並列型ワークフロー】承認者が複数いる場合、部下が承認していないと上司には承認を依頼できない直列型ワークフローと、承認は同時に誰が行っても良い並列型ワークフローの両方をサポートしています。

【プッシュ型ワークフロー】ユーザ ID マスターの設定により、ログイン時や指定した分間隔で、自己宛の承認依頼がないかシステムにチェックさせ、個別承認実行画面を開くダイアログを表示したり、メイン画面の右下に承認申請伝票件数を表示したりすることが出来ます。

【元伝票承認処理】各承認者は、個別承認実行画面で個別承認しますが、最後の承認者が承認（または最後の回覧者が回覧）を実行すると、システムは元伝票の承認処理（例えば受注承認処理）まで連動実行します。

【GPM 承認依頼メール送信 (V2.00.40.10)】一般購買申請入力画面からの申請実行時にメールを送信します。申請時、承認回覧順序が最小の全ての承認者（回覧者）へメールを送信します。承認時、申請承認状況照会からの承認時、次の承認者が存在する場合はその承認者へメールを送信します。

ワークフロー対応メニューと申請事由

現行の最新 Ver で WF 機能を利用可能なメニューと事由の一覧が以下になります。

SOE 受注伝票入力	→	受注調達申請
PUR 商品購買依頼入力	→	伝票金額
PUR 商品購買申請入力	→	伝票金額
MST 取引先申請	→	取引先追加等
GPM 一般購買	→	伝票金額

これらの機能に関しましては、**CMN 共通ユーザーズガイド**管理者編－個別承認申請(節)、および、各該当節をご参照ください。

終わりに

内部統制(内部牽制)を実現する基本として、組織の面では、業務ごとに複数の担当者や部署を関係させる(一人の担当者や一つの部署だけで業務を完遂できないようにする)必要があります。ビジネス・プロセスの面では、部署や担当者ごとの職務内容、決裁権限、承認プロセスを明確にすることが必要です。

貴社 Plaza-i 運用におかれましても、本機能のご利用を検討されてみてはいかがでしょうか。

最新のPlaza-iバージョン情報

平成 26 年 3 月 10 日現在までリリースしております最新のバージョン情報をお届けします。

Plaza-i.NET V2.01.17.07

Plaza-i 給与計算システム V2.0.4.63

なお、Plaza-i 給与計算システムは弊社ホームページ (<http://www.ba-net.co.jp/>) NEWS and TOPICSにも掲載しております。

4月1日をまたぐ取引への対応

消費税率引上げを控え、価格転嫁や表示の問題、システム対応など、引上げに向けての検討、準備を経て4月1日を迎えることと思います。各社のホームページや報道によれば、4月1日以後の売上について、一律3%の転嫁、一部の商品につき転嫁、価格据置などその対応も様々となっています。

その中でも事業者が頭を悩ませたであろう4月1日をまたぐ商品の販売について、報道等で公表された事業者が実際に行う対応をもとに適用税率の取扱いについて解説します。

(1) 原則的な取扱い

商品の販売においては、経過措置の適用があるものを除いて、その「引渡日」における税率が適用されることとなります。したがって、引渡し日が3月31日までに行われるものは5%売上、4月1日以後に行われるものは8%売上となります。なお、「引渡日」は出荷基準や検収基準など、事業者にとって合理的と認められる計上基準によることとなります。

3月31日に出荷し、相手方で4月2日に検収される取引の場合で、事業者が出荷基準によっているときは、その引渡日は3月31日（5%売上）、検収基準によっているときは、その引渡日は4月2日（8%売上）となります。

これらの基準の変更は、合理的な変更がない限り認められるものではありません。消費税率の引上げに伴う計上基準の変更は合理的とは認められないと思われま

(2) 3月31日までに注文があった場合

商品の販売につき、3月31日までに契約、注文、代金精算済みで、4月1日以後に引渡しを行うものにつき消費者からは5%分の税込対価を徴収することとしている事業者も見受けられました。

「3月31日までのご注文につきましては、消費税率5%で計算された価格とします」

事業者がこのような対応を取る場合であっても、4月1日以後の引渡しであるため、消費税法上は8%売上として認識する必要があります。差額の3%分は実質的に本体価格の値引きに該当することとなります。

(3) 事業者の都合により納品が遅れる場合

ある自動車メーカーでは、3月末までに納車する予定で購入者から注文を受けたものの、リコールの発生により、納車日（引渡日）が4月1日以降になってしまう事態が想定されているそうです。このメーカーでは4月1日以降の納車となった場合、原則通り、8%の税込対価で販売するものの、差額分の3%をメーカーが肩代わりし、迷惑料として販売店を通じて購入者に支払うこととするようです。

この場合、メーカーでは車両の販売は8%売上となり、迷惑料として支払う分については、その内容により売上値引き又は損害負担金として処理することになると思われま

(4) 24時間営業の店舗

24時間営業のコンビニエンスストアやファミリーレストランなどでは、4月1日午前0時をまたぐ販売等について、その対応が分かれています。

あるコンビニエンスストアでは、4月1日午前0時をもって消費税率を8%とするものの、消費者が複数の商品を購入する場合には3月31日午後11時59分59秒までに最初の商品をレジに通したものについては、2つめ以降の商品が午前0時以後にレジを通ったとしても、その商品代金のすべてについて5%を適用するようです。

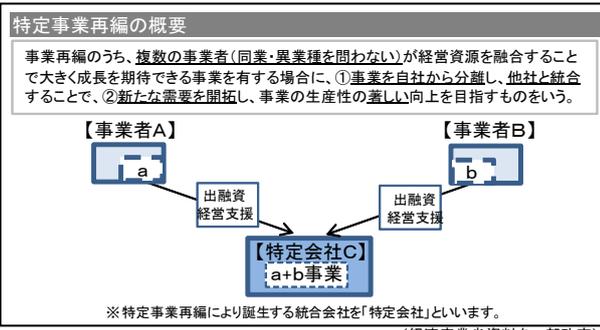
この場合には、最初の商品がレジを通った3月31日が引渡日として、消費税法上も5%売上として認識して差し支えないと思われま

このように、特に4月1日をまたぐ売上に係る消費税率については、事業者側も8%売上となることは認識しつつも、取引当事者（事業者、消費者）の混乱、トラブルの防止などのため、あえて消費者からは5%分しか徴収せず、差額分は会社負担とする対応も多く見られます。

貴社の対応につきましても、今一度ご確認いただき、消費者から徴収する税率と消費税法上、適用すべき税率につき異なる売上がある場合には、消費税の申告上、適用税率に誤りのないよう、ご注意ください。

平成 26 年度税制改正(事業再編を促進するための税制措置)

我が国経済を再興すべく、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するため、産業競争力強化法が平成 26 年 1 月 20 日より施行されていますが、同法に規定する特定事業再編(下記図参照)を行う場合、事前に同法による認定を受けることで、税制上の優遇を受けることができます。



今回は、平成 26 年度税制改正により創設されるその税制上の優遇措置の一つである特定事業再編投資損失準備金制度について解説します。

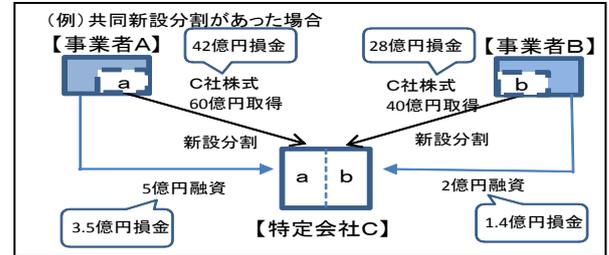
1. 特定事業再編投資損失準備金制度

(1) 内容

青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法の施行の日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に同法に規定する特定事業再編計画の認定を受けた事業者(以下、認定事業者)が、積立期間(注)内の日を含む各事業年度において特定会社の次の①②の株式等の取得をし、かつ、その株式等をその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その株式等(以下、特定株式等)の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、その特定株式等の取得価額の 70%以下の金額を特定事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金算入することが可能となります。

- ① 設立や資本金の額等の増加に伴う金銭の払込み、合併、分社型分割又は現物出資に伴い取得する特定会社の株式(出資を含みません。)
- ② 特定会社に対する貸付金に係る債権

つまり、青色申告書を提出する認定事業者は、特定株式等の取得価額に対して準備金を積み立てた場合には、その取得価額の 70%を限度として、その積み立てた金額をその事業年度の所得の金額の計算上、損金算入することができます。

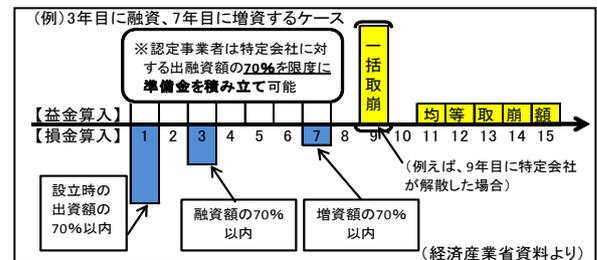


注 認定を受けた日から同日以後 10 年を経過する日(特定会社の営業利益が 3 期連続黒字になる等の目標を達成した場合には、その目標を達成した日)までの期間をいいます。

(2) 準備金の取り崩し

上記(1)の準備金は、その積立期間終了の日を含む事業年度の翌事業年度から 5 年間で、その積立期間終了の日を含む事業年度終了の時ににおける準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入することとされています。

なお、特定会社が解散した場合等一定の場合には、その事業年度において準備金を一括して取り崩し、益金算入することとされています。



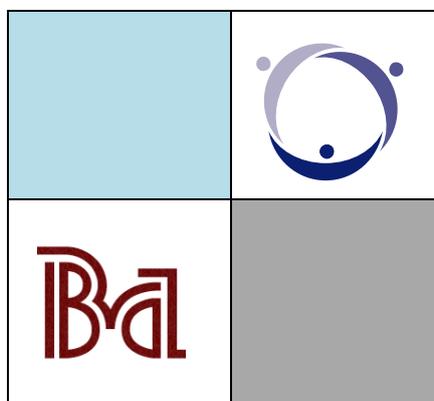
2. 認定案件

三菱重工株式会社(以下、三菱重工)と株式会社日立製作所(以下、日立)は両社の火力発電システム関連事業の統合について特定事業再編計画の認定を受けています。

この事業統合は、三菱重工が新たにMHパワーシステムズ株式会社(分割後の商号は三菱日立パワーシステムズ株式会社。以下、MHP S)を設立し、その後、MHP Sに、三菱重工と日立の両社が統合対象事業を分社型分割により承継するものです。

＜三菱重工及び日立が積み立てることができる準備金の額＞	
三菱重工	MHPS設立時の出資額の70%
日立	分社型分割により取得したMHP S株式の取得価額の70%

※この制度はH26.4.1以後に終了する事業年度から適用することとされていますが、三菱重工及び日立は、H27.3月期において準備金を積み立てることにより、損金算入できるとされています。



Visit our web sites at

<http://www.ba-net.co.jp>

<http://www.aiwa-tax.or.jp>